

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識しており、経営の健全性・透明性・効率性の一層の向上、ひいては継続的な企業価値の向上を目的として、2003年6月開催の第28回定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行いたしました。取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営監督機能の透明性の向上と独立性の強化を図り、業務執行を担当する機関として執行役を置いて、経営監督機能と業務執行機能を明確に分離しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、人材の多様化とそれらの人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がると考え、女性・中途採用者を積極的に採用しております。中途採用者については、年齢・性別・社歴・国籍にかかわらず管理職に相応しい能力、高い意識を持った者を採用しておりますが、当社の事業ドメインが主として国内における教育事業であることもあり、現時点での外国人の管理職登用は実現できておりません。女性の登用については、女性の取締役を2名選任するなど、取締役、管理職、実務レベルの各層において、女性の活躍推進と中核人材の登用等における多様化を推進しております。なお、適材適所の配置を重要視していることから、現時点では属性毎の数値目標を設けておりません。

また、多様な人材が活躍できる環境や仕組みを整備することで、中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社では、2024年3月期より出産育児に対する支援の強化策として、子供手当及び男性社員の育児休暇制度を新設しました。今後も社会環境や社員のライフステージの変化に対応できるよう、多様な働き方が選べる制度を整備してまいります。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

【補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針策定】

当社においては、サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であるとの認識の下、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確かつ積極的に取り組みます。

当社の取組みとしては、教材等の電子化によるペーパーレス化の推進、オンライン授業の促進、照明設備の更新時にはLED照明を導入するなど、環境負荷の低減に努めております。ただし、当社においては、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響は軽微であると想定していることから、TCFDに基づく開示は行っておりません。

人的資本への投資については、人材育成を最も重要な経営課題の一つと認識しており、階層別研修の実施や組織にとらわれない横断的な人材の活用を推進するなど、人的資本の強化に努めております。

また、知的財産への投資については、ICTを積極的に取り入れ、DXを活用したサービスを展開しており、企業の持続的な成長のためにもDXに関連する知的財産への投資を今後さらに進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式は保有しないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引の実施については、重要な取引については事前に取締役会の承認を経ております。また、毎年すべての対象者に係る調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合は取締役会に報告しております。

当該取引については、会社法及び金融商品取引法並びに東京証券取引所の定めにも則り、開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を設けており企業年金制度は有しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、経営計画については、有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び決算説明会資料の一部として、毎期開示される体制としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1.基本的な考え方」及び有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況等」をご参照ください。

(3) 執行役・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「1.機関構成・組織運営等に係る事項[取締役・執行役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 執行役の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

執行役の選任に当たっては、業務執行実績に加えて、コンプライアンス面での配慮に十分対応できる者を選任しております。取締役については、6名を選任する方針としており、うち2名は代表執行役を選定し、うち4名は社外取締役を選任する方針としております。

指名に当たっては、取締役候補は指名委員会での協議を経て決定され、執行役は取締役会での協議を経て決定されます。

執行役が職務執行に不正・重大な法令違反又は定款違反等があった場合や、その他執行役としての資質に疑義が生じた場合等において、当該執行役の解任に係る取締役会への提案について検討することとしております。

取締役が職務執行に不正・重大な法令違反又は定款違反等があった場合や、その他取締役としての資質に疑義が生じた場合等において、当該取締役の解任に係る株主総会への付議について検討することとしております。

(5) 執行役の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

新たに選任又は解任される取締役及び執行役については、開示資料を通じて選解任理由を開示いたします。

また、取締役については、改選時の招集通知にて選任理由を開示いたします。

【補充原則3 - 2 外部会計監査人に対する評価基準】

当社では、監査委員会が外部会計監査人が当社の外部会計監査人として適切かどうかについて評価を行っております。

監査委員会による外部会計監査人の評価基準については、「監査委員会監査基準」に定めた評価基準に基づき評価しています。

監査委員会と外部会計監査人との意見交換や監査状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行い、また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

取締役会は、「取締役会規程」において、法令・定款で定める取締役会専決事項及び一部の特に重要な業務執行を除き、当社の業務執行に係る権限を執行役に委任して経営の迅速な意思決定を促すとともに、当該業務執行について執行役より適時適切に報告を受け、監督する体制としております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役については、その独立性を担保するため、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の選任基準を設けております。

- (1) 過去において、当社並びに当社子会社の業務執行取締役、監査役(社外監査役を除く)、執行役、使用人ではなかった者。
- (2) 過去5年間に於いて、当社の主要株主(10%以上の保有)又はその役員であった者ではないこと。
- (3) 過去5年間に於いて、当社の主要取引先(連結売上高の5%以上を占める販売先又は連結営業費用の5%以上を占める支払先)及びその役員であった者ではないこと。
- (4) 過去5年間に於いて、当社より多額の寄付(年間5,000万円以上)を受けている法人・団体等の理事その他の役員でないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、当社会計監査人の監査業務従事者でないこと。
- (6) 過去5年間に於いて、当社より多額(年間5,000万円以上)の金銭を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
- (7) 過去5年間に於いて、当社グループの役員であった者の2親等内の親族又は同居者でないこと。

独立社外取締役に求める資質については、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験を有し、中立で客観的な見地から経営全般を監督し、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を選任することとしております。

【補充原則4 - 11 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続き】

当社の取締役会の構成人員は6名で、うち過半数の4名が社外取締役となっております。取締役会全体として適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるようバランスを考慮し、企業経営・経営戦略、事業本部、人事・人材育成、ファイナンス、法務・コンプライアンス等の知識・経験・能力に優れたメンバーで構成されております。

取締役の選任は、過半数が社外取締役である指名委員会を通じて選任することとしており、ガバナンス強化の観点から、取締役の過半数を社外取締役とする方針としております。

なお、各取締役が有する主な知識・経験・能力等をまとめたスキル・マトリックスは、株主総会招集通知にて每期開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役の兼任状況】

各取締役の兼任状況は、直近の株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会実効性評価の結果の概要開示】

当社は2023年3月期より全ての取締役に対して、取締役会の構成、運営及び取締役会の支援体制等に係る自己評価を実施し、その結果を取締役会において確認することで取締役会全体の実効性の分析・評価を行うこととしました。直近事業年度の取締役会全体の実効性について分析・評価した結果、当社取締役会の実効性は確保されていると判断しております。

【補充原則4 - 14 取締役等に対するトレーニング方針】

当社では、取締役及び執行役が期待される役割及び責務を適切に果たすため、適宜、ガバナンスに係る論点を中心とした情報共有の場を設け、知識の向上と共有に努めております。

社外取締役に対しては、就任時に上記に加えて当社のビジネスモデルや業界における当社の位置づけ等の付加情報も合わせて提供し、また、就任後もかかる情報を継続的に提供することに加え、必要に応じて、研修の機会を提供することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行っております。建設的な対話を促進するための体制として、株主との対話は管理本部において合理的な範囲で対応いたします。また、機関投資家並びにアナリスト向けの決算説明会を原則として年2回行うとともに、当該内容を当社ホームページ上に掲載し、適切な情報開示に取り組んでおります。

なお、対話に際してのインサイダー情報は、社内規程に従い、適切に管理しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、本業での収益性を表す指標として売上高営業利益率を重視しております。また、売上高営業利益率に加え、ROEを重要な経営指標と捉えており、2022年2月に策定した2025年3月期までの3ヵ年を計画期間とする中期経営計画では、ROE30%台の維持を目標として設定しております。

直近3ヵ年のROEについては、2024年3月期は29.8%と30%を僅かに下回ったものの、2022年3月期と2023年3月期はそれぞれ33.2%、35.1%と当社が試算した株主資本コストを十分に上回る水準で推移しております。

また、PBRについては、2022年3月期から2024年3月期までの3ヵ年でそれぞれ3.4倍、3.8倍、3.6倍と3倍を上回る水準で推移しております。

今後についても、事業戦略・IR戦略・財務戦略に基づく各種施策の実行により、エクイティスプレッドの拡大を目指すことで企業価値の向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ケイエスケイ株式会社	3,980,000	36.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	952,000	8.76
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	339,000	3.12
河端 真一	210,340	1.94
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	157,344	1.45
JPモルガン証券株式会社	101,916	0.94
野村信託銀行株式会社(投信口)	95,922	0.88
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS (常任代理人 BNPパリバ証券株式会社)	84,600	0.78
水野 愛	58,900	0.54
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	56,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記のほか当社所有の自己株式100,058株があります。
- ケイエスケイ株式会社の発行済株式総数の100.0%を河端真一氏が所有しております。
- 2024年3月31日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)及び野村信託銀行株式会社(投信口)の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、親会社並びに上場子会社を有していません。

ケイエスケイ株式会社は、当社の議決権の37.2%を所有するその他の関係会社であります。同社の事業活動の主体は不動産賃貸業等であり、当社の経営・事業活動への制約及び影響等はありません。当社の事業活動は同社からの指示・承認等に基づいて行うものではなく、当社を投資の対象としている位置付けであるため、事業上当社の同社からの独立性は確保されているものと判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <small>更新</small>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <small>更新</small>	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
永谷 喜一郎	他の会社の出身者												
山口 真由	弁護士												
三浦 瑠麗	他の会社の出身者												
瀬藤 光利	学者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
永谷 喜一郎						<p>長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は株式会社菅洋の代表取締役であります。当社と同社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。</p>
山口 真由						<p>新しく広い知見と法律家やコメンテーターとして培った幅広い知識と豊富な経験を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。</p>
三浦 瑠麗						<p>国際政治学者として国内外の時事問題について豊富な専門知識を有しており、その高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は株式会社山猫総合研究所の代表であります。当社と同社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。</p>
瀬藤 光利						<p>生命科学者、医学博士として医療に関する豊富な専門知識と経験を有しており、その高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。同氏は過去に直接会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 **更新** 8名

兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
河端 真一	あり	あり	×		なし
栗崎 篤史	あり	あり		×	なし
河原 圭一	なし	なし	×	×	なし
新井 一男	なし	なし	×	×	なし
福家 龍	なし	なし	×	×	なし
澤田 大助	なし	なし	×	×	なし
花村 統由	なし	なし	×	×	なし
鈴木 和智	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社の監査委員は全てが社外取締役のため、「監査委員会規程」に従い、監査委員会の職務を補助する監査委員補助者を選任しております。当該監査委員補助者は常勤しており、日常業務の状況を適時に監査委員へ報告を行う体制を構築しております。また、使用人である監査委員補助者の独立性を確保するため、監査委員会は監査委員補助者を指名し、監査委員補助者は監査委員の指揮命令のもと、監査委員と同等の権限を持ち調査を行うものとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社は、海南監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査委員会と会計監査人である海南監査法人との間で、四半期ごとに情報交換及び意見交換を行う場を設けております。また、監査委員会は内部監査室とも連携し、監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、今後留意すべき点についての共有がなされております。なお、2024年3月期に会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。業務を執行した公認会計士：溝口俊一、山田亮

また、当社は、内部監査組織として内部監査室(人員1名)を設置し、内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、本社管理部門及び各事業所に対して日常業務の監査及び改善に関する指摘を行い、監査委員会との情報交換等の連携のもと業務の効率化や適正な遂行を図っております。なお、内部監査室と監査委員会及び監査委員補助者との間では原則月1回情報交換の場が設けられており、情報の共有が図られております。

【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	4名
--------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は報酬委員会が取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容に関する方針を決定しております。当該決定方針の内容は以下のとおりであります。

- (1) 必要な人材の獲得・確保ができる競争力のある報酬体系とする。
- (2) 株主や社員から見て客観性・透明性のある報酬体系とする。
- (3) 業務執行責任を明確にするために業績に連動した報酬体系とする。
- (4) 経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 <small>更新</small>	一部のものだけ個別開示
-----------------------------------	-------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告にて取締役と執行役の年間報酬総額を区分して開示しております。有価証券報告書及び事業報告(招集通知の添付書類)は、当社ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は報酬委員会が取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容に関する方針を決定しております。当該決定方針の内容は以下のとおりであります。

- (1) 必要な人材の獲得・確保ができる競争力のある報酬体系とする。
- (2) 株主や社員から見て客観性・透明性のある報酬体系とする。
- (3) 業務執行責任を明確にするために業績に連動した報酬体系とする。
- (4) 経済動向、当社経営環境、業績結果、同業他社動向等に照らして適正な決定を行う。

(a) 取締役の報酬(執行役との兼務者を除く)

基本報酬(固定報酬)のみで構成されており、所属する委員会や取締役会における役割に応じて、相当と思われる金額を固定金額として報酬委員会が決定しております。

(b) 執行役の報酬

基本報酬(固定報酬)のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して報酬委員会が決定しております。

なお、報酬委員会は、当事業年度の取締役及び執行役の個人別の報酬について、報酬委員会が決定した方針に従って決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

原則月1回開催される取締役会での情報伝達の他、事前に送付される資料及び随時必要に応じて管理部門より情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名(うち社内取締役2名・社外取締役4名/男性4名・女性2名)で構成され、執行役の職務執行を監督する権限を有しております。社外取締役として他業種から招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会の活動状況については、有価証券報告書にて開示しております。

また、業務執行は、取締役会にて選任された執行役8名(うち男性8名・女性0名)により行い、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

(2) 各種委員会

会社法関連法令に基づく指名委員会等設置会社制を採用しております。各委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、その独立性も確保されております。

監査委員会は原則月1回、指名委員会及び報酬委員会は適宜開催され、指名・報酬・監査の各委員会が取締役会と密接な連携を取ることで、取締役会の監督機能は強化されております。

【指名委員会】

当社の指名委員会は、社外取締役2名及び社内取締役1名で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としております。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。指名委員会の活動状況については、有価証券報告書にて開示しております。

【報酬委員会】

当社の報酬委員会は、社外取締役2名及び社内取締役1名で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬決定の適正性を確保する体制としております。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えております。報酬委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の報酬等の方針の決定及び個人別の報酬額を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。報酬委員会の活動状況については、有価証券報告書にて開示しております。

【監査委員会】

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されており、監査委員補助者1名を配置することで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、執行役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施する体制としております。

監査委員は、他社の役員を中心に、豊富な経験及び専門的知識を有している者から選任しており、これまでの会社経営等に関する経験を踏まえた職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしております。なお、管理部門が事前の付議事項共有や委員が欠席した場合の対応を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っております。

(3) 執行役及び経営会議

執行役は取締役会の決定した基本方針に基づき具体的な業務執行を行います。

経営会議は、全ての執行役により構成されており、原則月1回(最繁忙期である8月(夏期講習シーズン)を除く)開催し、具体的な業務執行上の意思決定を行っております。

(4) 監査体制

内部監査組織として内部監査室(人員1名)を設置し、内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、本社管理部門及び各事業所に対して日常業務の監査及び改善に関する指摘を行い、監査委員会との情報交換等の連携のもと業務の効率化や適正な遂行を図っております。

会計監査人である海南監査法人は、監査委員会に対して監査計画及び監査結果を報告しております。また、会計監査人・監査委員会・内部監査室の三者間での意見交換を定期的実施し、情報の共有を図っております。

なお、当社の会計監査業務を実施している海南監査法人所属の公認会計士は溝口俊一、山田亮であります。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他3名であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする旨を定款で定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は指名委員会等設置会社制を採用しております。指名委員会等設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・報酬・監査の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化及び透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2020年3月期の株主総会より、議決権行使に係る株主の利便性向上のため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年3月期の株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを導入し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年3月期の株主総会より、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英文での作成・開示を行っており、外国人株主の議決権行使環境の向上に努めております。英訳版については、和文の招集通知等と同時に当社ホームページに掲載しております。
その他	<p>(1) 招集通知の刷新 2012年3月期の株主総会より、従来、株主総会後に送付していた「事業報告書」と合冊にし、招集通知を刷新いたしました。議決権行使に当たって判断材料となる情報量の充実を図り、また、カラー化及び図表・写真の掲載等、株主にとって見やすい内容を目指しております。</p> <p>(2) 招集通知の早期掲載 2013年3月期の株主総会より、招集通知を当社ホームページに掲載しております。また、2015年3月期の株主総会より、発送日より前に招集通知をTDnet及び当社ホームページに掲載しております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	<p>(1) 2024年6月末現在で、取締役2名の女性を登用しております。</p> <p>(2) 出産・育児によりキャリアを中断することなく社員が当社に長く勤務できるよう女性のキャリア形成を支援するため、また、職場のワーク・ライフ・バランスを推進するため、育児短時間勤務制度を導入しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業価値を高めることを目的に、経営のスピードを高めるとともに法令を遵守した透明度の高い経営に努めております。この経営を客観的に監視するため、コーポレート・ガバナンスの仕組みを強化しております。

内部統制システムについての整備状況

当社は、会社法第416条第1項第1号の定めに基づき、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる行動指針を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
当社における執行役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を制定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
 - (b) リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク管理委員会を設置する。
- (4) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するために経営会議を開催する。
 - (b) 執行役及び使用人の責任と権限の範囲を明確にする職務権限規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制を整備する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 使用人が業務を行うに当たり行動指針を法令及び定款とともに遵守することを徹底し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育を行う。
 - (b) 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人からの報告体制を整える。
 - (c) 会社組織及び社内内の各部署における業務の執行状況を把握し、助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 法令等に基づき、グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定するとともに、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用する。
 - (b) 当社の役職員（取締役・執行役・使用人）がグループ会社の取締役及び監査役を兼務し、当該グループ会社の業務執行を監督・監視する。
- (7) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助するため、当社の使用人の中から監査委員補助者を配置する。
- (8) 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項
監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、執行役からの指揮命令を受けないものとする。
- (9) 監査委員会の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - (a) 監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
 - (b) 執行役等は、前項の使用人の求めに応じて、会社の業務執行状況等を当該使用人に報告する。
- (10) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会に対する報告に関する事項
 - (a) 執行役は、取締役会規程の定めに従い、業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - (b) 執行役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査委員会に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
 - (c) 監査委員会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、執行役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、報告を求められた者は速やかに報告を行うものとする。
- (11) 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会に報告、相談を行った執行役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を執行役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。
- (12) 監査委員会の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 執行役は、監査委員会の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査委員会の職務執行にかかる経費等の支払いを行うものとする。
 - (b) 当社は、監査委員会が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行うものとする。
- (13) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性を確保するため、監査委員会が執行役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換ができるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えております。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・当社では、「反社会的勢力対策規程」を制定しております。この規程に基づき、記事検索やインターネット検索による方法で取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。

・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、関連情報の早期収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との連携強化を図り、不測の事態に備えております。また、不当要求事案等の発生時には、外部専門機関と連携して迅速かつ適切に対応いたします。

・内部通報制度を定め、組織的・個人的な不正行為等の早期発見・是正のために適切な通報処理の体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

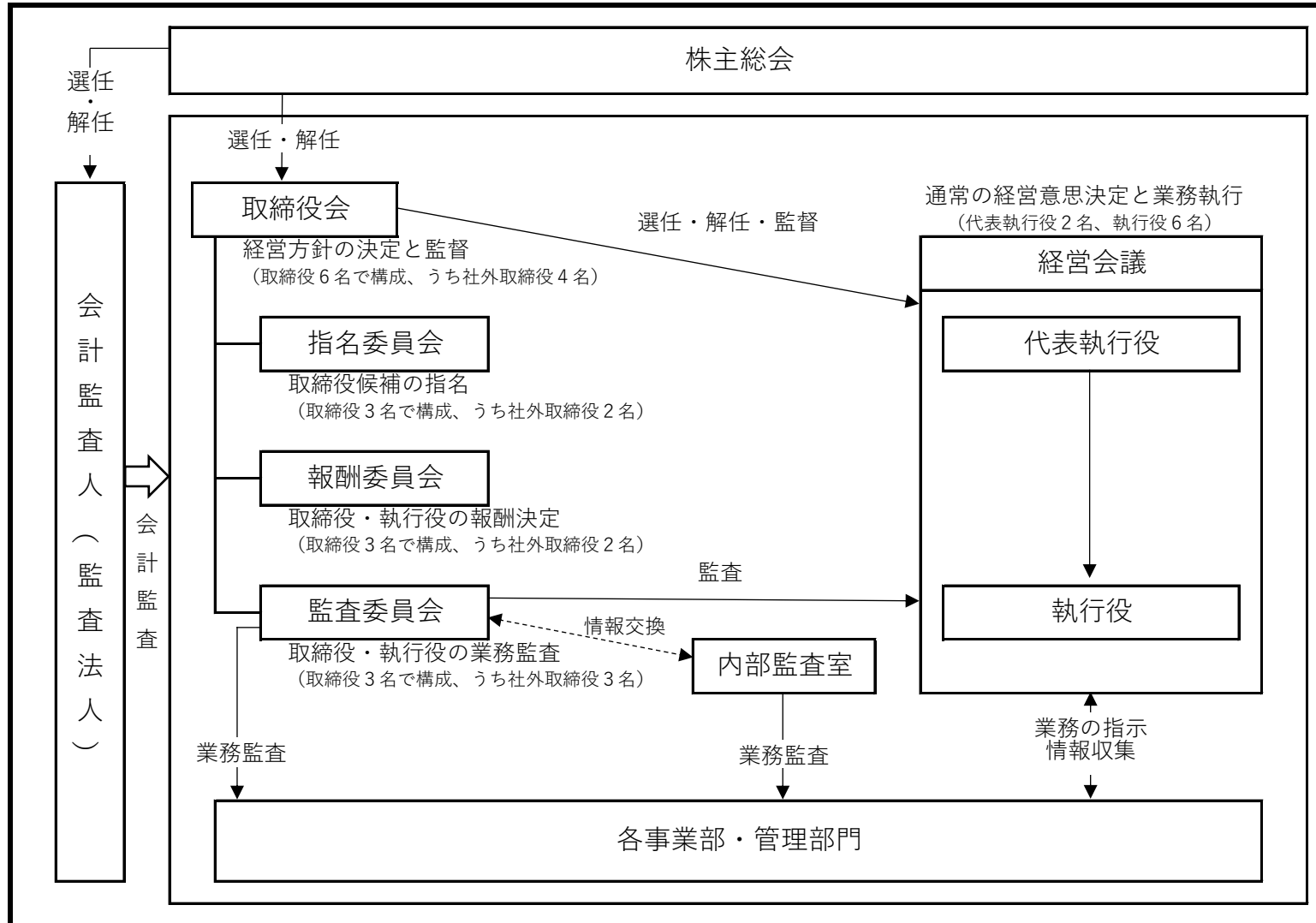
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在、安定株主比率が高く買収防衛策の必要性が低いため、買収防衛策の導入は特に行っておりませんが、今後の事業環境、市場動向、関係法令等の動向により導入が適当と認めるときは、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目的として、買収防衛策の導入を検討する可能性があります。

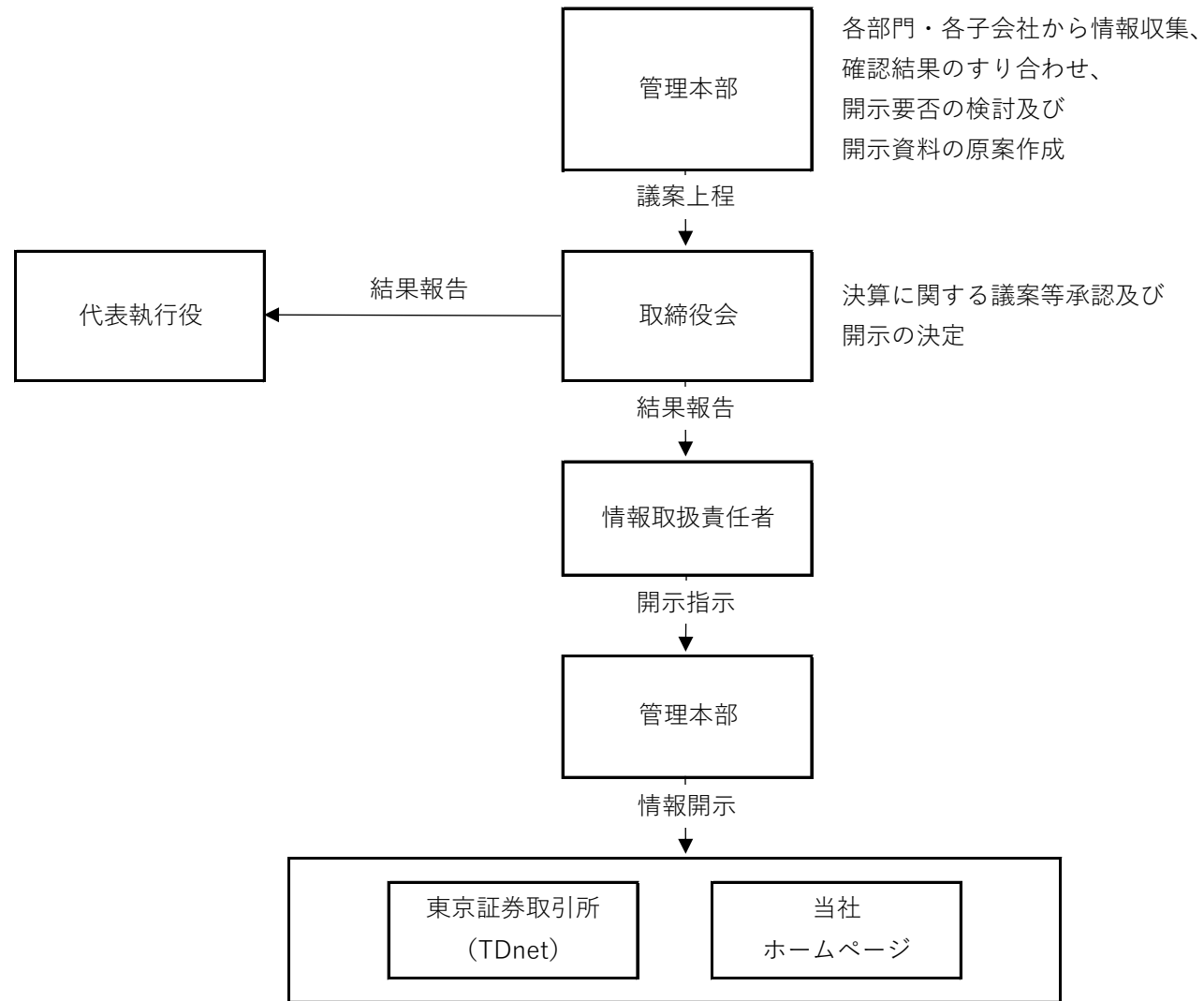
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

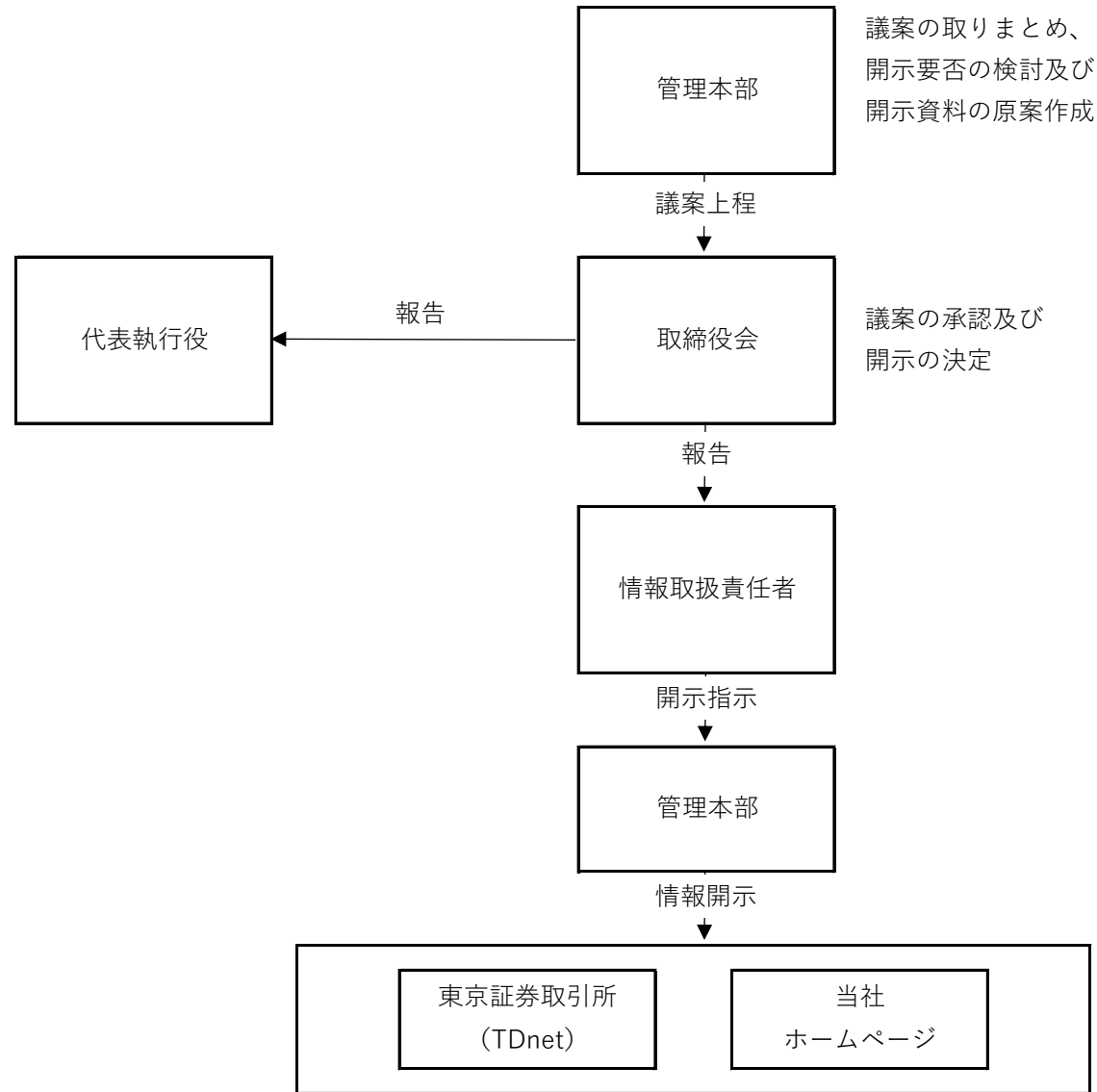


【適時開示手続き】

<当社グループに係る決算に関する情報等>



<当社グループに係る決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

